

町田市葬儀場の設置及び管理運営に関する指導要綱

第1 目的

この要綱は、市内における葬儀場の設置及び管理運営に関し、必要な行政指導の内容を定め、事業者及び近隣関係住民等に協力を求めることにより、葬儀場の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬儀場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されるものを除く。
- (2) 葬儀場の設置 葬儀場の新築若しくは増築又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更して葬儀場にすることをいう。
- (3) 事業者 葬儀場の設置をする者をいう。
- (4) 近隣関係住民等 葬儀場の敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者及び当該範囲の全部又は一部をその区域とする町内会又は自治会を代表する者をいう。

第3 事業者の責務

事業者は、葬儀場の設置及び管理運営に当たっては、その周辺地域の生活環境に及ぼす影響について十分に配慮するとともに、当該葬儀場の設置及び管理運営に伴う紛争の防止並びに良好な地域社会の維持及び形成に関し、必要な措置を講じなければならない。

第4 近隣関係住民等の責務

近隣関係住民等は、事業者から葬儀場の設置に伴い、その計画の内容について事前に説明の申出があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

第5 葬儀場の設置に関する届出及び事前協議

- 1 事業者は、葬儀場の設置をしようとするときは、第6第1項に規定する標識を設置する前に、事前届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、かつ、その計画の内容及び第9に定める事項について協議しなければならない。
 - (1) 葬儀場設置計画概要書（第2号様式）
 - (2) 案内図
 - (3) 公図の写し
 - (4) 敷地面積計算書及び建築面積計算書
 - (5) 土地利用計画図及び配置図
 - (6) 各階平面図、立面図及び断面図
- 2 事業者は、前項の協議が整った場合は、速やかに、協定書（第3号様式）により市長と協定を締結するものとする。

第6 標識の設置

- 1 事業者は、第5第1項の規定による届出をしたときは、葬儀場の設置計画の概要を周知させるための標識を設置し、かつ、その旨を市長に報告しなければならない。この場合において、町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成7年11月町田市規則第58号。以下「紛争予防条例施行規則」という。）第4条の標識を設置したときは、当該標識を前段の標識とみなす。
- 2 前項の標識の設置期間は、紛争予防条例施行規則第6条の規定にかかわらず、次に掲げる日のうち最も早い日の少なくとも35日前から葬儀場の営業（当該葬儀場を賃借する者が営業する場合を含む。以下同じ。）を開始する日の前日までとする。
 - (1) 葬儀場の設置について紛争予防条例施行規則第6条各号に掲げる手続（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）をする日
 - (2) 葬儀場の設置に係る工事に着手する日
 - (3) 葬儀場の営業を開始する日
- 3 前2項に定めるもののほか、標識の設置及び市長への報告については、町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成7年9月町田市条例第34号）及び紛争予防条例施行規則に基づく標識の

設置及び市長への報告の例による。

第7 近隣関係住民等への周知

- 1 事業者は、第6第1項の標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、葬儀場の設置計画の内容を説明会、戸別訪問等の方法により周知するとともに、その理解を得るよう努めなければならない。
- 2 事業者は、近隣関係住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを近隣関係住民等に対し、当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 事業者は、第1項又は第2項の規定により葬儀場の設置計画の内容を周知したときは、その状況について、速やかに、説明会等報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

第8 近隣関係住民等との協定

事業者は、近隣関係住民等から求めがあったときは、葬儀場の設置及び管理運営について、近隣関係住民等と協定を締結し、当該協定に従って当該葬儀場の設置及び管理運営をするものとする。

第9 葬儀場の設置及び管理運営の際の遵守事項

- 1 事業者は、葬儀場の設置及び管理運営に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 葬儀場の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。
 - (2) 自動車駐車場の駐車台数は、少なくとも5台以上を当該葬儀場と同一の敷地内又は隣接地に確保すること。
 - (3) 葬儀場の形態、意匠又は色彩は、周辺地域の風致又は景観との調和に十分に配慮したものであること。
 - (4) 花輪及び供花は、道路に面して設置しないこと。
 - (5) 出棺その他の儀式は、葬儀場の敷地内で行うこと。
 - (6) 葬儀に参列する者が多数いることにより相当の混雑が予想される場合は、掲示による案内、整理員の配置等適切な措置を講ずること。
 - (7) 葬儀場の管理運営に伴い発生する騒音及び臭気については、防音及び

防臭のための措置を講ずること。

- (8) 葬儀場周辺の道路の状況により自動車交通の渋滞が予想される場合は、葬儀に参列する者に対し、自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、交通事故の防止に努めること。
- (9) 葬儀場の施設又はその周囲に周辺地域の景観を損ねるような広告物を掲示しないこと。
- (10) 葬儀場の設置後においても、当該葬儀場の管理運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から当該葬儀場の管理運営についての苦情があったときは、迅速かつ適切に対応することができる体制を整えること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、葬儀場の管理運営が近隣関係住民等の生活環境に及ぼす影響が特に大きいときは、近隣関係住民等と十分に協議し、必要な措置を講ずる等適切な対応を図ること。

- 2 第8の協定を締結する場合においては、当該協定には、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項と異なる事項を定めることができる。

第10 葬儀場の設置計画の変更

事業者は、葬儀場の設置計画を変更しようとするときは、あらかじめ、計画変更届出書（第5号様式）を市長に提出し、かつ、その内容及び第9に定める事項について協議しなければならない。ただし、次に掲げる変更については、速やかに届け出れば足りる。

- (1) 葬儀場内の葬儀の用に供する部分の延べ面積を減少させるもの
- (2) 自動車駐車場の収容台数を増加させるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であると市長が認めるもの

第11 工事完了等の届出

- 1 事業者は、葬儀場の設置に係る工事を完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、葬儀場の営業を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第12 事業者の承継

- 1 第5第2項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、当

該協定を締結した事業者の地位を承継する。

2 第5第2項の協定を締結した事業者から当該協定に係る葬儀場を譲り受けた者は、当該協定を締結した事業者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第5第2項の協定を締結した事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、承継届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

第13 特例

市長は、葬儀場の設置及び管理運営について、土地の状況その他の事情を勘案してこの要綱の定めによることが適当でないとき、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

第14 勧告

市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第5第1項の規定による協議をせずに葬儀場の設置又は管理運営をした事業者
- (2) 第5第1項の規定による協議に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によって第5第2項の協定を締結した事業者
- (3) 第5第2項の協定の内容と異なる内容の葬儀場の設置又は管理運営をした事業者

第15 補則

この要綱に定めるもののほか、葬儀場の設置及び管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2007年5月1日から施行する。